

三郷市立学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例（案）

三郷市立学校設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表三郷市立後谷小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。